

日常生活用具一覧

※下線は介護保険（福祉用具）と重複する種目です。

種目		障害の程度	基準額 (円)	耐用 年数	障害児 の場合
肢 体 不 自 由	便器	下肢又は体幹機能障害２級以上	4,450	8年	学齢児 以上
			(手すり付) 5,400		
	洗浄機能付便座	上肢障害２級以上	50,000	5年	学齢児 以上
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害１級（常時介護を要する方に限る。児童の場合は２級以上。）	19,600	5年	3歳 以上
	エアマット	下肢又は体幹機能障害１級（常時介護を要する方に限る。児童の場合は２級以上。） の方で医師が必要であると認める方	80,000	5年	3歳 以上
	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害２級以上	154,000	8年	—
	訓練用ベッド （障害児のみ）	下肢又は体幹機能障害２級以上の児童	159,200	8年	学齢児 以上
	訓練いす （障害児のみ）	下肢又は体幹機能障害２級以上の児童	33,100	5年	3歳 以上
	T字・棒状のつえ	平衡機能障害・下肢・体幹機能障害がある方	4,700	3年	○
	頭部保護帽	脳性麻痺や失調症などで立位や歩行が不安定でよく転倒する方 A ｽﾎﾟｯﾂ・革製 B ｽﾎﾟｯﾂ・革・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製	A:15,200 B:36,750	3年	○
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害１級（常時介護を要する方に限る）	67,000	5年	学齢児 以上
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上（入浴に当たって家族等他人の介助を要する方に限る）	82,400	5年	3歳 以上
	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害で入浴に介助を必要とする方	90,000	8年	3歳 以上
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害２級以上（下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する方に限る）	15,000	5年	学 齢 児 以上
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害２級以上	159,000	4年	3歳 以上

	種目	障害の程度	基準額 (円)	耐用 年数	障害児 の場合
肢 体 不 自 由	<u>移動・移乗支援用具 (手すり・スロープ 等)</u> ※工事を伴わない	平衡機能又は下肢、もしくは体幹機能に障 害を有し、家庭内の移動等において介助を 必要とする方	60,000	8年	3歳 以上
	<u>居宅生活動作 補助用具 (住宅改修)</u>	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非 進行性の脳病変による運動機能障害(移動 機能障害に限る)を有する方で、障害等級 3級以上(ただし特殊便器への取替えをす る場合は、上肢機能2級以上の方)	200,000	—	学齢児 以上
視 覚 障 害	情報通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害者	100,000	—	学齢児 以上
	視覚障害者用 ポータブルコーダー	視覚障害2級以上	85,000	6年	学齢児 以上
			(再生専用) 35,000	6年	学齢児 以上
	点字タイプライター	視覚障害2級以上(就労もしくは就学して いる方、又は就労見込みの方)	63,100	5年	○
	点字器	視覚障害の方	11,000	5年	○
	盲人用時計	視覚障害2級以上	(触読) 10,300	10年	—
	盲人用時計(音声)	視覚障害2級以上	(音声) 13,300	10年	—
	盲人用音声式 体温計	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこ れに準ずる世帯)	9,000	5年	学齢児 以上
	電磁調理器	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯、及び これに準ずる世帯)	41,000	6年	—
	盲人用体重計	視覚障害2級以上(盲人の世帯、及びこれ に準ずる世帯)	18,000	5年	—
	視覚障害者用 拡大読書器	視覚障害者で、本装置により文字等を読む ことが可能になる方	226,000	8年	学齢児 以上
	視覚障害者用活字 文書読上げ装置	視覚障害2級以上	99,800	6年	学齢児 以上
	歩行時間延長 信号機用小型送信機	視覚障害2級以上	7,000	10年	学齢児 以上

	種目	障害の程度	基準額 (円)	耐用 年数	障害児 の場合
視 覚 障 害	点字図書	おもに、情報の入手を点字によっている視覚障害者	一般図書との差額補助	—	○
	点字 ディスプレイ	視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級の身体障害者で、必要と認められる方	383,500	6年	—
聴 覚 障 害	聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる方	88,900	6年	○
	聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害２級（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる方）	87,400	10年	—
	聴覚障害者用 通信装置	聴覚障害者又は、発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方	35,000	5年	学齢児 以上
	人工内耳用 空気電池	聴覚障害者で、人工内耳を装用している方	年額 30,000	—	○
	人工内耳用充電電池		30,000	1年	○
	人工内耳用充電器		30,000	3年	○
内 部 障 害 ・ そ の 他	透析液加温器	腎臓機能障害３級以上で自己連続携帯式腹膜濾過法（CAPD）による透析療法を行う方	51,500	5年	3歳 以上
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う方	17,000	10年	—
	ネブライザー （吸入器）	呼吸機能障害３級以上又は同程度の身体障害者で、必要と認められる方	36,000	5年	学齢児 以上
	電気式たん吸引器		56,400	5年	学齢児 以上
	動脈血中酸素 飽和度測定器 （パルスオキシメ ーター）	呼吸器機能障害が３級以上又は同程度の身体障害者であって在宅酸素療法を行う者若しくは人工呼吸器の装着が必要な者	157,500	5年	—
	医療機器用 バッテリー （発電機を含む）	人工呼吸器、ネブライザー又は電気式たん吸引器を使用している者・児若しくは難病患者等で、必要と認められる方	100,000	5年	—
	火災警報器	障害等級２級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	15,500	8年	○
	自動消火器		28,700	8年	○

	種目	障害の程度	基準額 (円)	耐用 年数	障害児 の場合
内部障害・その他	人工喉頭（笛式）	喉頭を摘出等により音声言語障害がある方 （電動式の対象となる児童は教育上必要な方）	8,500	4年	○
	〃（電動式）		73,000	5年	○
	人工鼻	音声機能、言語機能又はそしゃくの障害が3級以上の身体障害者・児で喉頭を摘出して音声機能を喪失した方	月額 23,100	—	○
	携帯用 会話補助装置	音声言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する方	98,800	5年	学齢児 以上
	ストマ用装具 （蓄便袋等）	直腸機能障害者	月額 8,858	—	○
	ストマ用装具 （蓄尿袋等）	ぼうこう機能障害者	月額 11,639	—	○
	紙おむつ等	・直腸・ぼうこう機能障害がありストマ周辺の著しいびらんまたはストマの変形によりストマ用装具が装着できない方。 ・先天性疾患（先天性錯肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿・排便機能障害がある方。 ・先天性錯肛に対する肛門形成術による高度の排便機能障害がある方。 ・脳原性運動機能障害により、排尿・排便の意思表示が困難な方（3歳以上）	月額 12,000	—	○
	収尿器	脊髄損傷等により排尿障害がある方	9,000	1年	○
知的障害	特殊マット	療育手帳A1・A2判定の方	19,600	5年	○
	頭部保護帽	療育手帳A1・A2判定でてんかんの発作等により頻繁に転倒する方	12,160	3年	○
	火災警報器	療育手帳A1・A2判定で、火災発生の感知及び避難が著しく困難で、単身世帯（これに準ずる世帯）の方	15,500	8年	○
	自動消火器		28,700	8年	○
	洗浄機能付便座	療育手帳A1・A2判定で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な方	50,000	5年	学齢児 以上
	電磁調理器	療育手帳A1・A2判定の方	41,000	6年	—
	エアマット	療育手帳A1・A2判定の方で医師が必要であると認める方	80,000	5年	3歳 以上